

確定申告がはじまります

受付期間▶ **2月16日(火)～3月15日(月)** ※土日祝日を除く
 会場▶ 税務署会場 (大野税務署)、勝山市会場 (教育会館3階)
 大野税務署 ☎66-2180、市民・税務課 ☎88-8101

申告前にご確認ください

- 税務署で申告が必要な方
- ①青色申告をする②営業所得がある③分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある④山林所得・退職所得がある⑤雑損控除を受ける⑥住宅借入金等特別控除を受ける⑦過年度の申告をする⑧損失の繰越控除がある⑨亡くなられた方の申告をする

右記以外の方については、勝山市会場でも申告することができます。
 混雑や申告内容により、受付できない場合や順番が前後する場合がありますので、ご了承ください。

所得税の申告書の様式は、2月から、市民・税務課に備え付けます。また、市・県民税の申告様式は市のホームページからダウンロードできます。

申告の提出がない場合、所得証明書の交付や国民健康保険税の軽減に影響がありますのでご注意ください。

市民・税務課 (市役所1階)
 ☎88-8101

税務署会場 (大野税務署)

受付時間▶ 午前9時～午後4時
 「土地・建物などを売った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日▶
 2月17日(水)・18日(木)・24日(水)・25日(木)、
 3月3日(水)・4日(木)・10日(水)・11日(木)・15日(月)
 大野税務署 ☎66-2180

勝山市会場 (教育会館3階)

受付時間▶ 午前8時30分～11時30分、
 午後1時～3時30分
 休日相談は3月7日(日)
 受付時間▶ 午前9時～11時30分
 午後1時～3時30分
 市民・税務課 ☎88-8101

地区公民館巡回相談会のご案内

日時	場所
2月16日(火) 午後1時30分～3時30分	北谷町コミュニティセンター
2月17日(水)	午前9時～11時 野向公民館
	午後1時30分～3時30分 村岡公民館
2月18日(木)	午前9時～11時 遅羽公民館
	午後1時30分～3時30分 平泉寺公民館
2月19日(金)	午前9時～11時 猪野瀬公民館
	午後1時30分～3時30分 荒土公民館
2月22日(月)	午前9時～11時 鹿谷公民館
	午後1時30分～3時30分 北郷公民館

確定申告コールセンター 大野税務署 (☎66-2180)

期間▶ 1月14日(水)～3月15日(月)

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。
 自動音声案内に従い「0」を選択してください。

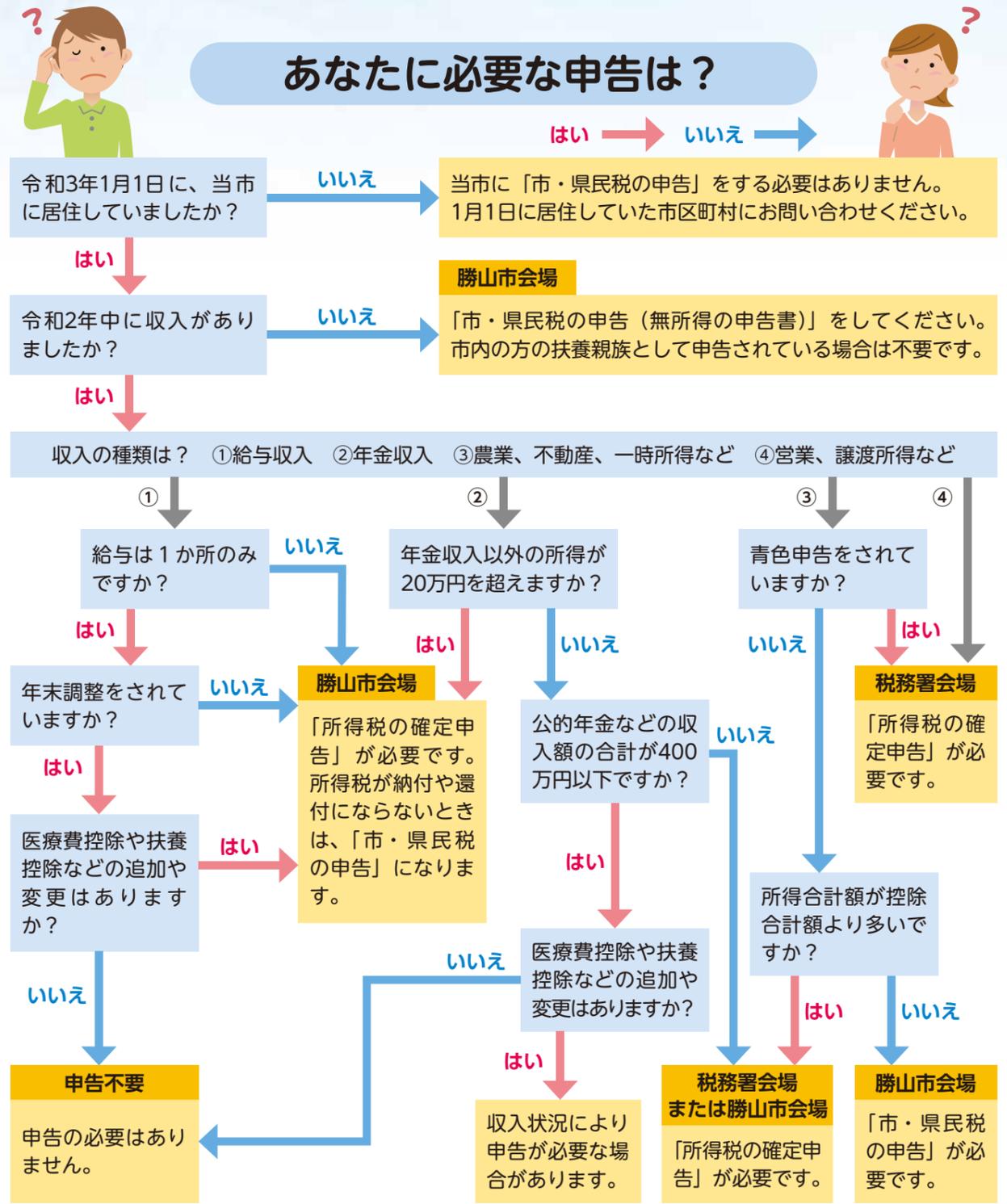
申告に必要なもの

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、印鑑、マイナンバーカード (または通知カードと本人確認書類*)、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	農業所得収支計算準備表、収支内訳書、収入・経費がわかる領収書
医療費控除 (セルフメディケーション税制)	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の社会保険料控除*2	令和2年中に納めた合計額 (領収書の添付は不要)

*1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要
 *2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収 (年金引去り)	当該年金受給者

あなたに必要な申告は？



※このフローチャートは一般的な事例です。あてはまらない場合は、税務署または市民・税務課へお問い合わせください
 ※給与所得者の方で、年末調整後に医療費控除や扶養控除などの控除を追加や変更する場合は、「所得税の確定申告」をする必要があります